

労働基準関係法令違反に係る公表事案

兵庫労働局

最終更新日：令和4年6月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
スプーンシュガー(株)	兵庫県神戸市東灘区	R3.11.12	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	ベルトコンベヤーのプーリー付近でベルトの修正作業を行わせる際、当該プーリーに覆い、囲い等を設けなかったもの	R3.11.12送検
(株)パティシエエスコヤマ	兵庫県三田市	R4.1.21	労働基準法第32条	労働者11名に対し、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R4.1.21送検
龍野コルク工業(株)	兵庫県たつの市	R4.2.25	労働安全衛生法第23条 労働安全衛生規則第544条	金型を載せた台車を移動させる作業を行わせるにあたり、工場の床面を安全な状態に保持していなかったもの	R4.2.25送検
(株)恵商事	兵庫県神戸市北区	R4.3.4	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	発掘調査現場において、傾斜地でドラグ・ショベルを用いての整地作業を行った際、誘導者を配置しなかったもの	R4.3.4送検
進和建设工業(株)	大阪府堺市北区	R4.3.17	労働安全衛生法第88条 労働安全衛生規則第86条	マンション新築工事現場において、足場に係る機械等設置届を所轄労働基準監督署長に届け出なかったもの	R4.3.17送検
(株)西尾	大阪府大阪市福島区	R4.3.17	労働基準法第40条	労働者1名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R4.3.17送検
吉和建设(株)	奈良県大和郡山市	R4.3.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	建築工事現場において、深さ約2メートルの溝の中に労働者を立ち入らせるに際し危険防止措置を講じなかったもの	R4.3.17送検
(株)ワークス・ワン	兵庫県姫路市	R4.3.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第564条	橋の補修工事現場において、労働者がつり足場の解体作業を行う際、墜落防止措置を講じなかったもの	R4.3.24送検
(学)スバルが丘岸本学園	兵庫県神戸市中央区	R4.3.25	労働基準法第15条	労働契約を締結した労働者に対して、賃金、労働時間等の労働条件を書面等の方法で明示しなかったもの	R4.3.25送検
サン工業(株)	兵庫県宍粟市	R4.3.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	労働者に押し出し機へ粘土を投入する作業を行わせるにあたり、当該機械の回転軸に囲い等を設けなかったもの	R4.3.25送検
(株)AIRINGS	兵庫県神戸市中央区	R4.4.20	最低賃金法第4条	労働者2名に対し、2か月弱、兵庫県最低賃金額(1時間899円)以上の賃金を支払わなかったもの	R4.4.20送検